

産業活力創造資金（新分野進出資金枠）融資要領

（目的）

第1条 この要領は、秋田市中心企業融資あっせん制度要綱により必要な事項を定めるものとする。

（融資の対象者）

第2条 融資あっせん対象者は、要綱第6条の対象者であって、次のいずれかに該当する者とする。ただし、親会社と子会社は重複して利用できないものとする。新分野の事業とは、次条で規定する。（用語の定義は要綱第6条第1項第1号による）

（1）親会社が融資を受ける場合：

親会社とは、新たに子会社を設立して、子会社が新分野の事業を開始する具体的計画を有する者をいう。親会社が要綱第5条および6条に規定する者であり、子会社が商業登記を行ったのみで、未だ事業活動を開始していない場合であって、子会社については次のすべてを満たすこと。

ア 要綱第5条に規定する者

イ 市内に住所を有する会社（商業登記簿上市内に本店があること。）

ウ 市内に主たる事業所を有すること（準備中の場合には、事業所を有することが確実であること。）

エ 市税に滞納がないこと。

オ 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。なお、申請中である場合には、許認可等の取得が確実であること。

（2）子会社が融資を受ける場合：

子会社とは、親会社が新たに設立した新分野の事業を行う会社であって、その設立の日以後1年を経過していない者をいう。親会社が要綱第5条および6条に規定する者であり、子会社については、次のすべてを満たすこと。

ア 要綱第5条に規定する者

イ 市内に住所を有する会社であること。（商業登記簿上市内に本店があること。）

ウ 市内に主たる事業所を有すること。

エ 市税に滞納がないこと。

オ 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。

(3) 既存の会社が融資を受ける場合：

既存の会社とは、既に事業を行っている会社であって、新分野の事業を行う計画を有しているか又は、事業を行ってから1年を経過していない者をいう。

ア 要綱第5条に規定する者

イ 市内に住所を有する会社であること。（商業登記簿上市内に本店があること。）

ウ 市内に主たる事業所を有すること。

エ 市税に滞納がないこと。

オ 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。

(対象事業)

第3条 この融資の新分野の事業とは、既存企業が既存の業種と異なる業種（日本標準産業分類による大分類で異なる業種をいう。以下この条において同じ。）を行うもの又は次の各号をすべて満たすものとする。

(1) 既存企業が子会社を設立し、子会社が親会社と異なる業種の事業を行うものであること。子会社と親会社の取扱商品・サービス等が異なり、類似性、関連性がないこと。ただし、市長が特に認める場合を除く。

(2) 子会社が独立した事業所を有し、継続的に事業を行うもの

子会社の経済活動が親会社と独立した経営主体のもとで、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。かつ財貨およびサービスの生産又は提供が、人および設備を有して、継続的に行われること。

(3) 次のいずれかに該当しないもの

ア 子会社の事業開始により、親会社が事業を継続しないもの（既存企業の解散、休止等を含む）

イ 子会社が親会社の債権債務を引き継ぐもの

ウ 既存企業において既に事業を行っていたものや関連事業を分離したものの、あるいは子会社が主として親会社との間で仕入・販売・発注・請負等を行うために設立されたものであること。（社内分社・社内請負等）

（融資の資金用途）

第4条 この融資の資金用途は、新分野への進出を図るための要綱第7条に定める設備資金とする。ただし、貸付限度額は、総事業費のうち、金融機関および秋田県信用保証協会が認めた額とする。なお、子会社設立のための資本金は対象外とする。

（完成届）

第5条 融資を受けた者は、対象となる設備を購入し、又は工事が完成したときには、秋田市中心小企業融資あっせん制度に係る利子補給に関する事務取扱要領に定める完成届（様式利第2号）に完成写真等を添付して、30日以内に市長に提出しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の新分野進出資金融資要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。